

○居宅届に係る保険証の印字について

居宅（介護予防）サービス計画依頼（変更）届出書（以下、居宅届とする）の受付後、介護給付係の担当者が、被保険者証または資格者証を発行・送付しています。その際、居宅届の受付日と依頼年月日が異なる場合は、印字が正しくなされるように特別な入力を行っていますが、その後、再交付申請や認定更新等で、他係から被保険者証または資格者証が発行されると、システム上の影響で受付日のみが印字に反映されてしまいます。

台帳の登録は居宅届の依頼年月日をもとに行っていますので、被保険者証または資格者証に受付日が印字されていても請求に支障はありません。請求の際は、ご提出いただいた居宅届の控えをご覧ください、記載されている依頼年月日をご確認ください。なお、依頼年月日の訂正やご不明な点がございましたら、介護給付係（024-525-6587）までご連絡ください。

また、下記は被保険者証の印字の具体例ですので、ご参考までにご覧ください。

（例）居宅届を令和7年5月20日に提出した場合（依頼年月日：令和7年4月1日）

依頼（変更）年月日	令和 7 年 4 月 1 日 より
事業所を変更する場合の理由等	
「（介護予防）小規模多機能型居宅介護」又は「看護小規模多機能型居宅介護」を利用する場合は、利用開始月における居宅サービス等の利用の有無を記入してください。 ☐ 居宅サービス等の利用なし ☐ 居宅サービス等の利用あり（※裏面「記入上の注意4」のいずれかに該当するときは「利用あり」になります。）	
福島市長 上記の居宅介護支援事業者等に居宅（介護予防）サービス計画作成を依頼することを届け出します。 令和 7 年 5 月 2 0 日 住 所 被保険者 氏 名 電話番号 ()	

給付制限	内容	期間
		開始年月日 終了年月日
居宅届の提出後、 介護給付係が発行した場合		
居宅介護支援事業者又は 介護予防支援事業者 及びその事業所の名称	事業所名	届出年月日 R7. 4. 1
		届出年月日
		届出年月日
		届出年月日
介護保険施設等	種類	入所等年月日
	名称	退所等年月日
	種類	入所等年月日
	名称	退所等年月日

給付制限	内容	期間
		開始年月日 終了年月日
再交付申請、認定更新等で 他係が発行した場合		
居宅介護支援事業者又は 介護予防支援事業者 及びその事業所の名称	事業所名	届出年月日 R7. 5. 20
		届出年月日
		届出年月日
		届出年月日
介護保険施設等	種類	入所等年月日
	名称	退所等年月日
	種類	入所等年月日
	名称	退所等年月日

○居宅届に係る月途中で介護度が変更になる場合の提出方法及び請求方法について

月途中で要支援・要介護をまたいで介護度が変わった場合、被保険者の居宅サービス利用状況等により居宅（介護予防）サービス計画依頼（変更）届出書（以下、居宅届とする）の提出方法や請求方法等が異なりますので、ご注意ください。

また、居宅届の依頼年月日を誤ると、請求が通らなくなる可能性があります。もし誤っていた場合は、台帳登録の修正が必要となりますので、介護給付係（024-525-6587）へご連絡ください。なお、その場合、台帳登録の修正を行った月の翌月以降から請求が可能となりますので、予めご了承ください。

1 介護度が要支援から要介護になり、地域包括支援センターから居宅介護支援事業所へ変更になる場合

（１）月の後半に居宅サービスの利用がある

- ・居宅介護支援事業所が該当月の給付管理を行う。
- ・居宅介護支援事業所からの居宅届は、介護度が変わった後で居宅サービスの利用を開始した日付を依頼年月日欄に記入し、認定がおりた日から一カ月以内に提出する。
- ・介護度が変わった日時点で地域包括支援センターと連携していれば、その日に遡って居宅届を提出することが可能ですが、もし連携していなかった場合、暫定で利用していた居宅サービスについてはみなし自己作成となりますので介護給付係へご連絡ください。

（２）月の後半に居宅サービスの利用が無い

- ・地域包括支援センターが該当月の給付管理を行う。
- ・居宅介護支援事業所からの居宅届は、該当月の翌月１日以降の日付を依頼年月日欄に記入し、依頼年月日から一カ月以内に提出する。

2 介護度が要介護から要支援になり、居宅介護支援事業所から地域包括支援センターに変更になる場合

（１）月の後半に居宅サービスの利用がある

- ・地域包括支援センターが該当月の給付管理を行う。
- ・地域包括支援センターからの居宅届は、介護度が変わった後で居宅サービスの利用を開始した日付を依頼年月日欄に記入し、認定がおりた日から一カ月以内に提出する。
- ・介護度が変わった日時点で居宅介護支援事業所と連携していれば、その日に遡って居宅届を提出することが可能ですが、もし連携していなかった場合、暫定で利用していた居宅サービスについてはみなし自己作成となりますので、介護給付係へご連絡ください。

（２）月の後半に居宅サービスの利用が無い

- ・居宅介護支援事業所が該当月の給付管理を行う。
- ・地域包括支援センターからの居宅届は、該当月の翌月１日以降の日付を依頼年月日欄に記入し、依頼年月日から一カ月以内に提出する。

<参考>

変更パターン		給付管理票提出	備考
月途中で介護度が変更となり、変更前後ともに居宅サービスを利用した場合	・要支援→要介護 ・地域包括支援センター →居宅介護支援事業所		前半・後半どちらも居宅サービスの利用があれば、月末時点で登録されている事業所が給付管理を行うこととなる。
	・要介護→要支援 ・居宅介護支援事業所 →地域包括支援センター		
月途中で介護度が変更となり、変更前後一方のみ居宅サービスを利用した場合	・要介護→要支援 ・居宅介護支援事業所 →地域包括支援センター ・後半に居宅サービスの利用なし		居宅サービスの利用状況に応じて、居宅届の提出時に注意が必要。 後半に利用がない場合、後半の事業所が翌月以降の依頼年月日を記入した居宅届を提出することで、前半の事業所で給付管理を行うことが可能となる。
	・要支援→要介護 ・地域包括支援センター →居宅介護支援事業所 ・後半に居宅サービスの利用なし		
	・要介護→要支援 ・居宅介護支援事業所 →地域包括支援センター ・前半に居宅サービスの利用なし		
	・要支援→要介護 ・地域包括支援センター →居宅介護支援事業所 ・前半に居宅サービスの利用なし		

3 月額包括報酬の日割り請求にかかる適用

月途中で介護度が変更になった等の場合、日割りでの請求を行うようになります。

以下の対象事由に該当する場合は日割り、該当しない場合は月額包括報酬で算定して頂きますようお願いします。

<対象事由と起算日>

月額報酬対象サービス	月途中の事由		起算日※2
介護予防通所リハ (介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型を含む)	開始	・ 区分変更 (要支援Ⅰ ⇄ 要支援Ⅱ)	変更日
		・ 区分変更 (要介護→要支援)	契約日
		・ サービス事業所の変更 (同一サービス種類のみ) (※1)	
		・ 事業開始 (指定有効期間開始)	
		・ 事業所指定効力停止の解除	
		・ 介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居 (※1)	退居日の翌日
		・ 介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除 (※1)	契約解除日の翌日
		・ 介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所 (※1)	退所日の翌日
	終了	・ 公費適用の有効期間開始	開始日
		・ 生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
		・ 区分変更 (要支援Ⅰ ⇄ 要支援Ⅱ)	変更日
		・ 区分変更 (要支援→要介護)	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)
		・ サービス事業所の変更 (同一サービス種類のみ) (※1)	
		・ 事業廃止 (指定有効期間満了)	入居日の前日
		・ 事業所指定効力停止の開始	
		・ 介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居 (※1)	
		・ 介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始 (※1)	サービス提供日 (通い、訪問又は 宿泊)の前日
		・ 介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所 (※1)	入所日の前日
		・ 公費適用の有効期間終了	終了日

月額報酬対象サービス	月途中の事由		起算日※2
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型 居宅介護 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	開始	・区分変更（要介護１～要介護５の間、要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ）	変更日
		・区分変更（要介護⇔要支援） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ） ・事業開始（指定有効期間開始） ・事業所指定効力停止の解除 ・受給資格取得 ・転入 ・利用者の登録開始（前月以前から継続している場合を除く）	サービス提供日 （通い、訪問又は宿泊）
		・公費適用の有効期間開始	開始日
		・生保単独から生保併用への変更 （６５歳になって被保険者資格を取得した場合）	資格取得日
	終了	・区分変更（要介護１～要介護５の間、要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ）	変更日
		・区分変更（要介護⇔要支援） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ） ・事業廃止（指定有効期間満了） ・事業所指定効力停止の開始 ・受給資格喪失 ・転出 ・利用者との契約解除	契約解除日 （廃止・満了日） （開始日） （喪失日） （転出日）
		・公費適用の有効期間終了	終了日
夜間対応型訪問介護地域 密着型通所介護（療養通所 介護）	開始	・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※１） ・事業所指定効力停止の解除 ・利用者の登録開始（前月以前から継続している場合を除く）	契約日
		・公費適用の有効期間開始	開始日
		・生保単独から生保併用への変更 （６５歳になって被保険者資格を取得した場合）	資格取得日
	終了	・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※１） ・事業所指定有効期間満了 ・事業所指定効力停止の開始 ・利用者との契約解除	契約解除日 （満了日） （開始日）
		・公費適用の有効期間終了	終了日

月額報酬対象サービス	月途中の事由		起算日※2
訪問看護（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合）	開始	・区分変更（要介護1～5の間）	変更日
		・区分変更（要支援→要介護）	契約日
		・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1）	
		・事業開始（指定有効期間開始）	
		・事業所指定効力停止の解除	
		・利用者の登録開始（前月以前から継続している場合を除く）	
		・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の退所（※1）・小規模多機能型居宅介護（短期利用型）、認知症対応型共同生活介護（短期利用型）、特定施設入居者生活介護（短期利用型）又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型）の退居（※1）	退所日の翌日 退居日の翌日
		・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間（ただし、特別訪問看護指示書の場合を除く）	給付終了日の翌日
	終了	・公費適用の有効期間開始	開始日
		・生保単独から生保併用への変更（65歳になって被保険者資格を取得した場合）	資格取得日
		・区分変更（要介護1～5の間）	変更日
		・区分変更（要介護→要支援）	契約解除日 （満了日） （開始日）
		・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1）	
		・事業廃止（指定有効期間満了）	
		・事業所指定効力停止の開始	
		・利用者との契約解除	
		・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の入所（※1）・小規模多機能型居宅介護（短期利用型）、認知症対応型共同生活介護（短期利用型）、特定施設入居者生活介護（短期利用型）又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型）の入居（※1）	入所日の前日 入居日の前日
		・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間（ただし、特別訪問看護指示書の場合を除く）	給付開始日の前日
		・公費適用の有効期間終了	終了日

月額報酬対象サービス	月途中の事由		起算日※2
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	開始	・ 区分変更（要介護1～5の間）	変更日
		・ 区分変更（要支援→要介護） ・ サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1） ・ 事業開始（指定有効期間開始） ・ 事業所指定効力停止の解除 ・ 利用者の登録開始（前月以前から継続している場合を除く）	契約日
		・ 短期入所生活介護又は短期入所療養介護の退所（※1）・ 小規模多機能型居宅介護（短期利用型）、認知症対応型共同生活介護（短期利用型）、特定施設入居者生活介護（短期利用型）又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型）の退居（※1）	退所日 退居日
		・ 医療保険の訪問看護の給付対象となった期間	給付終了日の翌日
		・ 公費適用の有効期間開始	開始日
		・ 生保単独から生保併用への変更 （65歳になって被保険者資格を取得した場合）	資格取得日
		終了	・ 区分変更（要介護1～5の間）
	・ 区分変更（要介護→要支援） ・ サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1） ・ 事業廃止（指定有効期間満了） ・ 事業所指定効力停止の開始 ・ 利用者との契約解除		契約解除日 （満了日） （開始日）
	・ 短期入所生活介護又は短期入所療養介護の入所（※1）・ 小規模多機能型居宅介護（短期利用型）、認知症対応型共同生活介護（短期利用型）、特定施設入居者生活介護（短期利用型）又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型）の入居（※1）		入所日の前日 入居日の前日
	・ 医療保険の訪問看護の給付対象となった期間		給付開始日の前日
	・ 公費適用の有効期間終了		終了日
	福祉用具貸与介護予防福祉用具貸与 （特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型を含む）	開始	・ 福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合（ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。）
・ 公費適用の有効期間開始			開始日
・ 生保単独から生保併用への変更 （65歳になって被保険者資格を取得した場合）			資格取得日

む)	終了	・福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合（ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。）	中止日
		・公費適用の有効期間終了	終了日

月額報酬対象サービス	月途中の事由		起算日※2
介護予防・日常生活支援総合事業 ・訪問型サービス（独自） ・通所型サービス（独自） ※月額包括報酬の単位とした場合	開始	・区分変更（要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ）（ <u>通所型サービス（独自）のみ</u> ）	変更日
		・区分変更（事業対象者→要支援）（ <u>通所型サービス（独自）のみ</u> ）	
		・区分変更（要介護→要支援）	契約日
		・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1）	
		・事業開始（指定有効期間開始）	
		・事業所指定効力停止の解除	
		・利用者との契約開始	契約日
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居（※1）	退居日の翌日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除（※1）	契約解除日の翌日
		・介護予防短期入所生活介護の退所（※1）	退所日の翌日
		・介護予防短期入所療養介護の退所・退院（※1）	退所・退院日又は退所・退院日の翌日
		・公費適用の有効期間開始	開始日
		・生保単独から生保併用への変更（65歳になって被保険者資格を取得した場合）	資格取得日
	終了	・区分変更（要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ）（ <u>通所型サービス（独自）のみ</u> ）	変更日
		・区分変更（事業対象者→要支援）（ <u>通所型サービス（独自）のみ</u> ）	
		・区分変更（事業対象者→要介護）	契約解除日
		・区分変更（要支援→要介護）	（廃止・満了日）（開始日）
		・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1）	
		・事業廃止（指定有効期間満了）	
		・事業所指定効力停止の開始	
		・利用者との契約解除	契約解除日
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居（※1）	入居日の前日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始（※1）	サービス提供日（通い、訪問又は宿泊）の前日

		・介護予防短期入所生活介護の入所（※１）	入所日の前日
		・介護予防短期入所療養介護の入所・入院（※１）	入所・入院日又は入
			所・入院日の前日
		・公費適用の有効期間終了	終了日
月額報酬対象サービス	月途中の事由		起算日※２
居宅介護支援費介護予防 支援費介護予防ケアマネ ジメント費	-	・日割りは行わない。 ・月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。（※１） ・月の途中で、要介護度に変更がある場合は、月末における要介護度に応じた報酬を算定するものとする。 ・月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。 ・月の途中で、生保単独から生保併用へ変更がある場合は、それぞれにおいて月額包括報酬の算定を可能とする。	-
日割り計算用サービスコ ードがない加算及び減算	-	・日割りは行わない。 ・月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。（※１） ・月の途中で、要介護度（要支援含む）に変更がある場合は、月末における要介護度（要支援含む）に応じた報酬を算定するものとする。 ・月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。 ・月の途中で、生保単独から生保併用へ変更がある場合は、生保併用にて月額包括報酬の算定を可能とする。（月途中に介護保険から生保単独、生保併用に変更となった場合も同様）	-

※１ ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。

なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。

※２ 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。